精神保健福祉領域のソーシャルワークにおける 「パートナーシップ」に関する考察

―「理想的な関係性」とする位置づけの再考―

Reconsideration about 'Partnership' as 'Ideal Relationship' between People with Mental Illness and Psychiatric Social Worker.

井上 夏子

Natsuko Inoue

はじめに

1990年代以降、わが国のソーシャルワーク理論の 中心的概念として位置する「エンパワメント理論| において、「パートナーシップ」は、良好な関係性 を現す概念として提示された(久保美紀:1995、大 谷京子: 2004、久保紘章: 2004、栄セツコ: 2004、 横山登志子: 2004、岩崎晋也: 2008 他)。そして、 この「エンパワメント理論」で言及された「パー トナーシップ」は「理想的な特徴を含む援助の関 係性」(岩崎:2008) とされる。ところが、精神 保健福祉領域における精神科ソーシャルワーカー (Psychiatric Social Worker:以下、PSW)¹⁾ の支援 過程では、当事者自身が抱える疾患と障害特徴から、 危機的状況に遭遇した際の対応としてパターナリス ティックな介入に陥ることも希でない。例えば、精 神科救急における措置入院や、医療保護入院におけ る退院後生活環境相談員の役割遂行の場面等で、病 状の影響により自身が受ける「処遇」について適 切な判断ができない状況に置かれている当事者に対 し、意思決定の補完を保証する「次善の策」を模索 する責任を課せられるような場合がある。また、日 常的な生活環境においても、支援者としてのPSW が当事者の安全や安心を守るため、「保護的」な視 点で、本人から表明された意思に対し、ある一定の

時に、専門職による「パターナリズム」として批判の対象となる。 1 かし、大谷京子 (2012) は「本領域で最も達成

方向へ導くような介入を行うことがある。これは、

しかし、大谷京子(2012)は「本領域で最も達成 が難しいが必要であるとされるエンパワメントアプ ローチと、否定的に受け止められつつ遂行されてい るパターナリスティックな介入が実践現場では共存 している」という。加えて、エキスパートへのイン タビューから取り出した実践の姿は、「クライエン トとのパートナーシップを基に、クライエントの力 を引き出し、活かしつつ、社会へのアプローチも包 含するエンパワメント実践」であるとしつつも、エ ンパワメント理論には限界があり、「クライエント からは期待されているが、その形成についてワー カーにはジレンマが伴う」と指摘した。大谷は、支 援の過程で「エンパワメント」と「パターナリズム」 の両面にまたがる実態を把握する中で、そのいずれ のアプローチが妥当かを判断する明確な基準がない ため、PSWがその矛盾に無自覚である可能性を示 唆し、課題を見出した(大谷 2012: はじめに、v、 39、96、176)。

PSWが「エンパワメント理論」に基づく「パートナーシップ」という理想的な関係性の構築を支援過程で希求していることは、上述した先行研究からも明らかである。しかし、この「パートナーシップ」と「パターナリズム」の構造を対比した時、筆者には幾つかの疑問が浮かぶ。

一つは、ある一人のPSWが、向き合う当事者に

查読結果通知日: 2020年12月25日 論 文 受 理 日: 2021年1月13日 よって関係性の認識が変化するということなのか、あるいは、同じ当事者に向き合っているにもかかわらず、場面ごとに「パートナーシップ」と「パターナリズム」を使い分けているということなのだろうか、という疑問である。相手によって変化する場合であれば、いわゆる人と人との「相性」や「本能的な感覚」に近い概念で説明できるが、場面によって変化する場合であれば、PSWとして掲げた支援の目的を達成するため、巧みに「関係性」を使い分けているということになる。さらに、その両方を向き合う当事者とPSWの状況に応じて使い分けている可能性も考えられよう。

二つは、「パートナーシップ」という関係性は、 長所のみを持ち合わせた「理想的な関係性」とい う説明で充分な概念なのか、という点である。大 谷(2012)はそこに「ワーカーのジレンマ」という 課題を指摘している。関係性の一方の当事者である PSWの「ジレンマ」について触れることのなしに「理 想的」と捉えるには、さらに踏み込んだ考察を要す るのではという思いが浮上する。

筆者は、これまで、現場のPSWが葛藤を抱えな がら「より良い支援」を目指す姿を目の当たりにし てきた。その支援の実装は、当事者、PSW自身の 個性や置かれた環境によって異なり、日々の業務の 中で批判を受けたり、壁にぶつかったりする場面も 多く存在する。しかし、当事者と共にそれを乗り越 えられた時の達成感や喜びは、両者の協働による 「力」の実現の証明に繋がることもある。両者の関 係が「良い局面だけを共にする」ものでなく、「良 いときも悪いときも共に」ある関係性を示すには、 どのように説明することができるであろうか。ま た、「理想的な関係性」だけで説明しきれない、そ のジレンマをPSWが負い続けることだけでよいの か。本稿では、「パートナーシップ」に包含する「理 想的な関係性」に、そのような課題を解き明かせる 可能性を見出し、考察を進めたい。

1. 目的

本論では、「パートナーシップ」を「理想的な関係性」と定義する意味を問い直し、PSWに内在す

る「ジレンマ」に焦点をあてて考察を進める。そのため、まず、「パートナーシップ」の語源について整理し、先行研究で論じられている「パートナーシップ」について、とりわけ「理想的な関係性」として言及されてきた部分を対照しながら整理する。「エンパワメント理論」からの示唆を、日本の精神保健福祉領域における実践モデルを理解する際の手がかりに据え、地域生活支援における「パートナーシップ」について論じてみたい。また、後述するが、地域生活支援において注目した「クラブハウスモデル」は、ピアカウンセリング、セルフヘルプグループの構造を取り入れながら、権利擁護の視点を内包する「エンパワメント」を基盤に提起された実践モデルであり、PSWの支援過程に「エンパワメント理論」を取り込む上で、多くの示唆が得られた。

本論の目的は、「パートナーシップ」の定義を整理した上で、支援過程に参画するPSWの「意図」「意識」「ジレンマ」について「パターナリズム」との関連から問題提起を試みることとする。そこに着目するのは、「良いときも悪いときも共に」ある支援関係の「理想」とする姿を考察する手がかりを得るためである。そして、そのことによって、「パートナーシップ」を単なる「理想的な関係性」として捉えるのではなく、PSWと当事者とが向き合い、共に課題解決に向けて進んでいく際の支援基盤となることの意義を説くことにしたい。

2. パートナーシップの定義

(1) 用語としてのパートナーシップ

一般名詞としての「パートナーシップ」は、英国において中世よりコモン・ロー(common law = 普通法・慣習法・判例法)で伝統的に認められていた企業が連携を取る際の形態を表す用語である。現在でも企業の関係や契約を表す用語として、あるいは、関係性の一つの概念として用いられている²⁾。また、社会福祉の分野だけでなく、政治論、経済論、国際関係論、社会学の家族・環境・企業・地域等の分野でも用いられている状況が散見できる。そのような中で、社会福祉の分野では、精神保健福祉の他に地域福祉の分野において頻出し「公私協働」の理想形としての捉え方が主流になっている。また、児童領

域では、保育者と保護者や里親との「協働」をイメージした用語として用いられている様子が確認できる³⁾。いずれも、対象への介入を試みる際の基盤となる、良好で目指すべき関係性のモデルとして捉えられている点に特徴がある。

わが国の精神保健福祉領域における「パートナーシップ」は、その多くが当事者との「協働」を示す概念として用いられており、とりわけ「エンパワメント理論」との関連で述べられるものが多い。また、実践領域では、セルフヘルプグループや当事者主体の運営を目指すクラブハウスモデルにおいて、メンバーとスタッフの関係性の基礎となる考え方として受け入れられている。そこで、次項では、「エンパワメント理論」、地域生活支援におけるクラブハウスモデルに関する先行研究から「パートナーシップ」の捉え方をまとめながら、改めて「パートナーシップ」の定義について提起してみたい。

(2) エンパワメント理論における「パートナーシップ」

既述したように、ソーシャルワークの研究者が論じた「エンパワメント理論」の中で言及される「パートナーシップ」は、当事者と専門職の理想的な関係性として論じられている。そのような中で、精神保健福祉領域に焦点化して「パートナーシップ」を考察するにあたり、以下では、多くの示唆を受けた幾つかの論考を整理してみたい。

アメリカで1970年代に萌芽した「エンパワメント概念」のソーシャルワークにおける発展状況を整理した久保美紀(1995)は「エンパワーメント実践の基礎は、クライエントとワーカーのパートナーシップである」と説明する。ワーカーの位置は「クライエントのパートナー」「協働者」「側面的援助者」と論じられているとした。その関係は「滋養的環境のもとでクライエントが自身の力を発揮することに主眼をおいた関係」とする。久保は、Richmondの「人は依存的な動物ではなく、それぞれ自分自身の意思と役割を持っている。ゆえに、人間が受動的であることは堕落を意味する」というフレーズを引用し、クライエント自身の「力」に焦点をあてることの必要性を強調した。クライエントは「力」のない

存在でなく、「力」を発揮するためのサポートが欠如している状態にある。その「サポートの欠如状態」に働きかけるのがempowering professionとしてのソーシャルワーカーの機能とした(久保 1995:93-99)。

PSWの実践感覚に着目し「援助観の生成プロセ ス」について研究をすすめた横山登志子(2008) は「ソーシャルワーク理論史における援助観の 変遷」を整理した上で、日本において主要な 論者として捉えられているGutieerrez,Lorraine M.,Parsons,Ruch.,&Cox,Enid Opalのエンパワメン ト・アプローチを取り上げた。そこでは、援助関係 のキーワードとして「パワーの共有と参加に基づく 協働関係「バランスのとれたパートナーシップ」「ス トレングスの視点しを示した。横山は、エンパワメ ント・アプローチをナラティブ・アプローチととも に「新しい援助関係」として位置づけ、その「関係性」 は「協働やパートナーシップ」であるとした。しか し、「協働とは、単に2人以上の人が力をあわせて助 け合うことではない。そこには、同等の価値をもっ て、ともに力をあわせて働くことという意味が含ま れているのではないだろうか(中略)単に同じ人間 だから同じ価値を持っているとか、人権は同じであ るという漠然としたものではなく(中略)ソーシャ ルワーカーと利用者が同等の価値を持つということ をどのように理解したらいいかをつきつめたい」と した上で、「パートナーシップ」は「共有する目標 にむかって、互いの立場や経験に基づく知識・方法・ 価値を尊重し、対話的プロセスを通して合意点や妥 協点を見出していこうとする関係性」のことである と暫定的に説明した(横山 2008:47-52)。

また、大谷京子(2012)は、エンパワメント理論におけるソーシャルワーカーとクライエントの関係について、Hartman(1993)を引用しながら「協働的で平等主義的パートナーシップ」が最も適切とした。さらに「従来の援助する側 – される側という二分法の関係性では、なしえない」と論じ、既存の専門職と利用者との関係性からのパラダイムシフトを要求するものとした。そして、「パートナーシップ」とは「ワーカーとクライエントが目標とパワーを共有し、対等で相互的な、共有する目標に向かっ

て協働する関係」と定義した。既述したように、大谷の論じる「パートナーシップ」は、「パターナリズム」との関連でエンパワメント理論の限界について触れているところに特徴がある(大谷 2012:22-24、96)。

本論では、「パートナーシップ」について、これ ら「エンパワメント理論」について論じる研究者の 示唆から、久保の「empowering professionとして のソーシャルワーカーの機能」、横山の「対話的プ ロセスを通して合意点や妥協点を見出していこうと する」過程、大谷の「パターナリズム」との関連、 に着目しながら論じていく。なお、「理想的な関係性」 に着目してみると、以下、三つの成立要件が浮上 する。一つは、ソーシャルワーカーのempowering professionとしての機能が当事者の支援目的を達成 する効果的な「力」になり得ること、二つは、目 標を共有し、対話していくプロセスが構築されて いるということ、三つは、「パターナリズム」に基 づく強制的な介入を要しない状況にあるというこ と、である。つまり、この要件を満たしていない時、 PSWはジレンマに陥る可能性を孕んでいると言え る。

(3)地域生活支援における「パートナーシップ」

わが国の精神保健福祉領域において、1970年代は、 支援のフィールドが「病院から地域へ」と移行して いった時代である。社会精神医学に基づくMaxwell Jones,M,Dの「治療共同体」の概念が鈴木純一によっ て日本に紹介され「病院の開放化」に注目が集まっ たことも、その潮流を後押しした。「病院のPSW」 が地域に飛び出し、地域に軸足を据えた支援の実在 的な展開に携わり、医療モデルから生活モデルへの 転換が図られていく変遷の過程は、長期入院を余儀 なくされている精神疾患を抱える患者たちが生活者 としての姿を取り戻していくことを追求する流れと 重なり、PSWの目指す実践の在り方に大きく影響 を及ぼすこととなる。谷中輝雄による「やどかりの 里」、門屋充郎による「帯広ケアセンター」、向谷地 生良による「べてるの家」等、その時代に萌芽した 優れた実践が存在している。

わが国ではじめての「クラブハウスモデル」を立

ち上げ、東京都板橋区を基盤に「相互支援システム」 の構築に力を注いだ寺谷隆子 (2008) もその一翼を 担った主要な実践者であり、研究者である。

本論においては、これらの「ベスト・プラクティス」⁴⁾の中から「地域生活支援モデル」における「パートナーシップ」を理念に掲げ、寺谷を代表とする「JHC板橋会」を取り上げたい。「JHC板橋会」を取り上げたのは、先のエンパワメント理論における「パートナーシップ」を意識的に取り込んだ、実践モデルの構造を読み解く糸口となると考えたからである。

寺谷(2008)の掲げる「参加・協働型地域生活支 援モデル」において、「パートナーシップ」は「ア ドボカシー」「エンパワメント」と並んでソーシャ ルワークの「機能」の一つとされている。三つの機 能について「エンパワメントの『機会』と『場』は(中 略) アドボカシーを遂行協働するパートナーシップ を必要条件とする」「エンパワメントとアドボカシー を求め、当事者や住民は参加・協働するパートナー シップのソーシャルワーク機能を実践概念とする」 と説明される(寺谷 2008:52-53)。つまり、「地域 生活支援モデル」において、「エンパワメント」は「機 会」と「場」を保証するという基盤の部分であり、「ア ドボカシー」の機能を保持したソーシャルワーカー (ソーシャルワークの実践者)・当事者・住民が協働 する状態を「パートナーシップ」と呼ぶということ になる。さらに、「パートナーシップ」については、 関係性という実践要素としての説明が付与され、そ の主体は、当事者、周囲の人々、行政、関係機関等 が挙げられている。寺谷は、精神障害によって生活 のしづらさを抱えた当事者達をめぐる人々を折に触 れて「パートナー」と呼び、「相互支援」という支 援形態に登場する存在として位置づけた。

寺谷らが実践のフィールドとしたJHC板橋会には、当事者による支援技能として「ピアカウンセリング」、支援システムとして「クラブハウス」がある。寺谷によれば、「ピアカウンセリング」で当事者に期待されるものの一つは「自助・相互支援の準備」であると言う。「同じ経験をもち課題に挑戦し続ける仲間の多様な対処の仕方を学ぶ経験の交流の場」である「セルフヘルプグループ」の機能を通じ

て、当事者は、自分自身や仲間の権利擁護活動に従 事する役割を担う。また、JHC板橋会は、「ピアカ ウンセリング」を「クラブハウス」の教育研修の一 環として実施している。そこでは、カリフォルニア 州アラメダ郡オークランド市のピアカウンセラー養 成制度が、ソーシャルワーカーを「ベストナウコー チ」と称して養成課程における当事者の応募書類の 作成から試験、講義・演習、実習をトータルでサポー トするパートナーとして支援を行う取り組みを取り 入れている。そのことについて、寺谷は「トレーニ ングには支援者の役割が不可欠」とされ、当事者自 身の支援技能を高めるために側面的な役割としての ソーシャルワークの機能を希求するとした(寺谷 2008:174-175、218)。後述するように、「クラブハ ウス | のプログラムは「ピアカウンセリング | に留 まるものでないが、その構造から、ソーシャルワー カーと当事者の「パートナーシップ」に基づいた実 践の姿を垣間見ることができる。つまり、「クラブ ハウス」は「エンパワメント」の機能が保証された 「場」であり、「アドボカシー」の機能を保持した側 面的支援者・パートナーとしてのソーシャルワー カーと当事者が「ピアカウンセリング」というプロ グラムを通じて、「セルフヘルプ」すなわち「自助」 の力と姿勢の醸成をもって準備を重ねていく過程が 日常的に確保されているということである。この関 係性の状態を「パートナーシップ」として理解する ことができよう。

(4) クラブハウスモデルにおける「パートナーシップ」 —平澤(2019) の分析から—

ここでは、「エンパワメント」の機能が保証された「場」としての「クラブハウス」について、平澤 恵美(2019)⁵⁾の分析を手がかりに理解を深め、「パートナーシップ」の内実を考察していきたい。

精神障害を抱える当事者への地域生活支援について、居住と参加の視点から分析を試みた平澤 (2019) は、クラブハウスについて「精神障害のある人々に対する地域生活支援の中で、最も歴史がある日中活動の実践」であるとし、その祖としてニューヨーク市で始まった「ファウンテンハウス」を紹介している。その実践は「日中活動の原始的なモデル」であ

り、その発祥が「地域生活支援のはじまり」とす る。クラブハウスとしての「ファウンテンハウス」 は、1940年代からセルフヘルプグループの活動とし て始まり、その後、ソーシャルワーカーによって確 立された。現在は、「クラブハウス国際基準」6 に基 づき、世界中にその実践が広がっており、日本では、 2020年現在、4つのクラブハウスが日本クラブハウ ス連合に加入している。なかでも先駆けになったの が、JHC板橋会によるクラブハウス「サン・マリー ナ」(1991年設立、1992年世界クラブハウス連盟: International Center for Clubhouse Development: ICCDに加入) である。JHCは、Join (共同・共有・ 交流)、House (地域における拠点)、Cosmos (調 和)を意味している。「サン・マリーナ」を中心に 板橋区内の複数の事業所による「地域生活支援シス テム」を展開し、当事者・家族、住民、行政関係者 がともに街づくりに取り組む活動を行っている(寺 谷 1995、2005、2008)。 クラブハウスでは、ユニッ ト活動と呼ばれるデイプログラムと全体を対象とし たプログラムを展開している。「クラブハウス国際 基準」によれば、「クラブハウスは少なくとも週に5 日は開所する。仕事中心の日課は一般的な勤務時間 帯と同じ時間に行われる。クラブハウスは1つ以上 の仕事ユニットを組織する。各ユニットには充実し て人を引きつける仕事中心の日課を維持するのに充 分なスタッフとメンバーがおり、意味のある仕事が ある。各ユニットミーティングは、仕事中心の日課 を組織・計画すると同時に、人間関係を育てるため に行われる」とされている。「サン・マリーナ」に は、キッチンユニット・事務ユニット・過渡的就労 のセクションが日常的に置かれており、ピアカウン セリング講座、外部講師による研修等が全体を対象 としたプログラムとして行われている。そのいずれ も、メンバーによる運営となり、スタッフもそこに 参加する。

平澤が取り上げた「ファウンテンハウス」の事例研究では、クラブハウスにおけるメンバーとスタッフの関係について「協同作業」「平等意識」「セルフヘルプ」のカテゴリーで表され「運営に携わるものから自助グループミーティングまで、全てメンバーとスタッフにより役割分担」されていることが示さ

れており、その「共に活動していく」過程は、「エンパワメント」の要素と密接に関連していることが読み取れる。つまり、「クラブハウス国際基準」による活動は、メンバー同士、メンバーとスタッフとが互いに力をつけながら成長できる関係性を基盤としていることが理解できる。

さらに、平澤は、日本のクラブハウス実践をアメリカの実践と比較しながら分析し、以下のような4つの特徴をまとめている。すなわち、①集団の力や集団が持つ性質を取り入れた支援、②当事者と共に歩み、共に成長する支援、③家族の関わりを含めた支援、④地域連携による支援、である。さらに、それを日本のソーシャルワークの性質に引きつけて「日本の社会における『場』は、『個人』の資格や機能に勝る力を持っている」「『集団』の場、すなわち世間を重視するという日本的な価値観が『個人』に影響を与えて」おり、「この『集団』と『個人』の捉え方が、ソーシャルワーク実践におけるパートナーシップを構築する上での関係性にも反映されている」とする(平澤 2019: 137-141)。

また、ソーシャルワーカーとメンバーとの「関係 性」については、アメリカ、日本共に運用されてい る「クラブハウスの国際基準」がメンバーとの関係 を「Side by Side」という横並びの関係として規定 していることに触れ、その中でも、両者の「個」と「集 団」の捉え方の相違が見られることを指摘している。 それは、「アメリカで捉えられているパートナーシッ プでは、横並びの関係を保ちつつ、相手の意思を尊 重しながら専門家としての支援を提供するという立 場」であり、「個人対個人というお互いを常に個と して意識する関係性」であるのに対し、「日本にお けるパートナーシップの関係は(中略)協働性、す なわち連帯感という要素がパートナーシップに深く 関わって」おり、「ソーシャルワークの専門家とし ての立場よりむしろ、個人と個人で共に活動する仲 間としての関係性」「集団の力にも大きく影響して いる」とする。平澤は、それを「専門性を重視した ソーシャルワーク」(アメリカ)と「相互支援を重 視したソーシャルワーク」(日本)の違いとして整 理した(平澤 2019:159-160、165-166、174)。

以上から、日本の精神保健福祉領域の「パートナー

シップ」の特徴は、クラブハウスモデルを概観すると、「集団」を重視し、ソーシャルワーカーは専門家としての立場を堅持しながら「仲間」としての協働性、連帯感、相互性を重視した関係性の中で機能している実態が見てとれる。すなわち、PSWとして当事者との「パートナーシップ」の構築に留意する時、「集団」における「仲間」としての立場を重視し、それを阻害するように専門家としての「立場」が介在する場合は、その「立場」の維持にこだわらないスタンスを優先する。一方で、「集団の力」に着目し、グループワーク実践の効果を意識的に展開しているという意味では、自分自身もその実践の支援媒体(helping media)の一つとして積極的に取り込もうとするソーシャルワーカーとしての機能を遂行していることが分かる。

したがって、本論は、「パートナーシップ」について、クラブハウスモデルの取り組みで読み取れる「集団」における「仲間」としての立場性、「集団の力」を意識した関係性に着目して論じることにしたい。

(5) 本論における「パートナーシップ」の捉え方

本論においては、「理想的な関係性」としての「パートナーシップ」を再考するため、先行研究から得られた知見を整理することを目的として据えた。その際の前提となる部分について、改めてここに示す。それはすなわち、一つは、精神保健福祉領域における当事者とPSWとの関係性に着目すること、二つは、エンパワメント理論から示唆を受けつつ、その限界を含めた関係性を提示すること、三つは、「パターナリズム」との関連性を視野に入れること、である。これらの要素を加味した上で、本論における「パートナーシップ」の捉え方について提示してみたい。

久保(1995)の論じる「ソーシャルワーカーの empowering professionとしての機能」から、PSW が専門職として当事者と関係性を構築すること、その専門職としての「機能」が「パートナーシップ」を支えているという前提を確認したい。「パートナーシップ」に限らず、ソーシャルワークにおいて論じられる当事者との関係性は、「対等」や「平等」を重視する傾向が強い。もちろん、「人」として向き

合うことの重要性を否定するものでないが、PSW としてのアイデンティティに基づく当事者との向き合いで、その立場性の相違に無自覚ではいられない。あくまでも「専門職」としての自己を意識した上で、その機能を最大限に駆使することを企図した関係性であることに留意すべきであろう。当事者の「力」に敬意を払うからこそ、「対等」に向き合う「専門職」としての「機能」にも自負を持ち、責任を負う必要がある。

横山(2008)の「対話的プロセスを通して合意点 や妥協点を見出していこうとする」過程としての「変 動性」「流動性」「柔軟性」は、対人援助を基本とす るソーシャルワーク・プロセスの一環として捉える べきである。「パートナーシップ」を含む関係性は、 ある一時点を捉えることで説明できるものではな い。まず、「人」という変化し得る存在が築くもの という認識が必要とされる。また、当事者とPSW の関係性が当事者のニーズを中心とした「専門的援 助関係」であることから、課題の変化に応じて、関 係性も変化していく可能性を含む。特に、精神障害 を抱える当事者の病状の変化やそれに伴う生活上の 課題に寄り添うことは、PSWにとって支援の基礎 となる。それをプロセスとして捉え、柔軟に関係性 を発展させていく責任は、一義的にPSWの側にあ る。さらに、「一致」ではなく、「合意」「妥協」を 目標に掲げていることも特徴的である。人として尊 重するからこそ、完全なる一致を目指すこととの矛 盾に目を向けていかなければならないことになる。

大谷(2012)が論じる「パターナリズム」との関連は、本論における「パートナーシップ」の捉え方のキー概念としておさえておきたい。既述したように、大谷が示した「パートナーシップ」と「パターナリズム」の共存する実践現場の現実とPSWの葛藤は、筆者自身が実践現場に身を置いていた際の実感と課題に通底している。つまり、実践現場で、日々、当事者と向き合うPSWは、常に「意図的なかかわり」に務め、専門職としてのミッションを意識している実態に鑑みると、「パートナーシップ」と「パターナリズム」のいずれの概念で説明される取り組みであっても、そこには、PSWとしての「意図的なかかわり」として行われた「介入」の「形」があると

言える。したがって、「関係性」は、ポジティブな部分だけで現しきれない側面もあり、PSWは、ネガティブな「関係性」が支配的な状況下にあっても「意図的なかかわり」を模索し続けている。理想的な「関係性」とされる「パートナーシップ」は、当事者のみならず、PSWが自己の専門職としての存在意義を支え、専門性の体現に繋がる機能を内在していると言えよう。

寺谷(2008)がJHC板橋会における地域生活支援 の実践から導き出した「パートナーシップ」は、当 事者が自己実現を求める「場」における「エンパワ メント」の機能を側面的にサポートするソーシャル ワーカーの存在を示している。特に「ピアカウンセ リング | の養成講座における「ベストナウコーチ | には、サポーティブな立ち位置を保持しつつ、ナ ウ(今)を見つめ、評価・分析し、当事者ひとりで はなしえない課題に共に取り組む「力」を提供する 役割が期待されている。寺谷は、相互支援システム の実現において、ソーシャルワークの「力」のみに 期待を寄せることなく、当事者への役割期待として 「自助・相互支援の準備」を提示した。当事者の姿 勢が担保されている状況下にあるからこそ、そこに パートナーとしてのソーシャルワーカーの存在意義 と「パートナーシップ」が成立すると考えることが

平澤 (2019) が論じるクラブハウスにおける「パートナーシップ」には、「集団」を重視し、ソーシャルワーカーが専門家としての立場を堅持しながらも「仲間」としての協働性、連帯感、相互性を重視する特徴を読み取れる。アメリカと日本の「個人」、そして、「場」の捉え方の相違に着目しながら関係性を定義していく視点は非常に興味深く、かつ、日本のソーシャルワーク独自の「パートナーシップ」の定義に繋がるものと考えられる。集団の中でワーカーが自身を実践の支援媒体(helping media)の一つとして積極的に活用していこうとする視点は、当事者を側面的にサポートするPSWの役割の基礎となり、「パートナーシップ」を支える「力」となろう。

以上の整理を踏まえ、本論における「パートナーシップ」について「当事者とPSWが互いの人とし

ての日々の変化に寄り添い、共に課題に向き合う 『場』と『プロセス』において各々のもつ力を尊重 し共有しながら創り上げる関係性」と説明してみた い。ここでいう「場」とは、当事者自身、あるいは、 当事者とPSWが存在する生活空間、PSWにとって は「支援のフィールド」を示し、「プロセス」は当 事者とPSWが課題解決に向けて歩む過程を意味し ている。

3. 「パターナリズム」との対比─「パートナー シップ」に関する考察の手掛かりとして─

本論では、「パートナーシップ」の包含する「理 想的な関係性」の実装を整理することから考察を始 めた。「パートナーシップ」には、寺谷(2008)が 示すように、地域住民や行政、関係機関等との良好 な連携の意味合いも含まれるが、本論の「パート ナーシップ」の定義では、当事者とPSWの「関係性」 に絞って提示した。そこで、以下では、筆者が「パー トナーシップ」に抱く疑問について、「パターナリ ズム」との対比を通じて解き明かすことに努めたい。 エンパワメント理論の研究者の論考から、本論 では、「パートナーシップ」の成立要件として、① ソーシャルワーカーのempowering professionが当 事者の支援目的に対応する場面で効果的な機能にな り得るということ、②目標を共有し、対話していく プロセスが構築されていること、③「パターナリズ ム」に基づく強制的な介入を要しない状況を生成で きるという三点を見出した。このうち、前者二つ は、ソーシャルワーカーの責任に帰する要件となる。 empowering professionとしての「機能」は、PSW 自身が磨き、身に着ける責任がある。また、目標を 共有し、対話していくプロセスを構築するという技 術は、PSWが持ちうる専門的援助技術であり、そ こにもPSWの責任が伴う。知識・技術において研 鑽を重ねることは、PSWのprofessionとしての自信 に繋がり、目的意識の保持に繋がる。しかし、「強 制的な介入を要する」状況を生むか否か、ここに PSWの責任を全面的に問うことはできるだろうか。 PSWが取り組む支援過程で、意図せずとも当事者 を危機的状況に導くことはあるべきことでない。

様々な要因に鑑みれば、そのような事態を回避できなかったとしても、そこでは、PSWの責任が生じることになる。しかし、PSWは、予測し得なかった精神症状の揺れや、環境との軋轢から生じる状況の変化に、当事者と同じ目線で苦しんでいる。少なくとも、苦しみを理解しようとしてそこにいる。共にある苦しみ・意に反する介入・責任・批判等、幾つもの力動に翻弄され、PSWがジレンマに陥っている姿を側聞するのは稀ではない。

地域生活支援の実践例として取り上げたJHC板橋 会の「ピアカウンセリング」においては、当事者へ の役割期待として「自助・相互支援の準備」が示さ れた。当事者の姿勢が担保されているからこそ、そ こにパートナーとしてのソーシャルワーカーの存在 意義と「パートナーシップ」が成立するものとして いる。そこに参画するPSWは、例えば「ベストナ ウコーチ |のイメージから理解できるように、サポー ティブな立ち位置を保持しつつ、「当事者ひとりで は成しえない課題に共に取り組む力」を提供する役 割が期待されている。いずれも、地域生活支援モデ ルから見出された「パートナーシップ」の成立要件 と言えよう。さらに、「クラブハウス」の実践から、 日本のPSWの特徴として、「集団」における「仲間」 としての立場、「集団の力」を意識した関係性を重 視していることも示された。ここで着目したいのは、 「ひとりでは成しえない課題に共に取り組む力」で ある。先に述べた「強制的な介入を要する」状況は、 当事者とPSWにとって大きな課題となる。そこに 解決のための糸口を見つけ出すことは、横山(2008) のいう「合意」「妥協」を見出していこうとする「パー トナーシップ」の機能の一部として捉えることがで きないだろうか。PSWは、それが一時的に本人の 意思と合致するものでなかったとしても、当事者が 所属する「集団」の一員であり続けるために、「仲間」 としての立場を守るために、介入を試みることがあ る。それは「パートナーシップ」の延長上にあるか かわりとして捉えられないだろうか。

近年、「パターナリズム」研究の中で、「自律を尊重するパターナリズム」に関する論考が注目されている。ソーシャルワークにおける「パターナリズム」の研究を重ねる、石川時子(2007)は「自律を尊重

するパターナリズム」は容認されうるものとして捉 え、その要件について考察を進めた。社会福祉によ る支援の特徴として、法学や生命倫理学と比して「緊 急性の高い援助のみならず、通常は緊急性に低いり ハビリテーションや生活環境にかかわる、ライフス タイルへの援助をも対象としている」とし、社会福 祉の理論・実践においては、自律概念、自律原則、 与益原則7)の均衡の上に成り立つ干渉を吟味する必 要があるとした。(石川 2007:10-11)。石川はそれ らを踏まえた「パターナリズムの正当化基準」とし て、1) 判断能力の有無、2) 合理性、3) 同意、4) 被干渉者の利益、があり、それらも問題点を残し つつ継続されていることを踏まえた上で、Kleining (1983) による「人格の総体 (personal integrity)」 (Kleining 1983:67) を考慮した、5) 自律の尊重 が最も有力な正当化の基準とし、「この『自律を尊 重するパターナリズム』は社会福祉の援助において、 最も浸透しやすいパターナリズム論といえる」とし た (石川 2007:8-9)。

つまり、社会福祉の支援においては、緊急性の高 い場面と低い場面が混在しており、対象となる当事 者の「良いときも悪いときも」PSWは伴走者とし て寄り添うのである。やや荒っぽい表現になるが、 筆者の理解として、「パートナーシップ」だけでな く「パターナリズム」においても、PSWは当事者 に寄り添う。PSWの目の前に当事者がたたずむ限 り、対峙すべき課題は連綿して続く。「パートナー シップ」の中に含まれるPSWの機能には、実は、 危機的な状況下での支援も想定されている。にもか かわらず、これまで、そのことが明文化されず、「当 事者の自己実現のためのサポート」として包括的に 表現されているのではないか。しかし、その意識は PSWの倫理観に根付いており、その負の側面が際 立つ状況下において、「パートナーシップ」を放棄 したと指摘されることにジレンマがあると考えられ ないだろうか。

大谷(2012)が指摘したように、PSWの実践現場に「パートナーシップ」と「パターナリズム」が混在するのであれば、「パートナーシップ」をベースにした関係性の中であっても、その緊急性の高い・低いにかかわらず、介入を要する場面において

「パターナリズム」は出現する可能性がある。しかし、その場面において「パートナーシップ」が失われてしまうわけではない。つまり、「パターナリズム」と「パートナーシップ」は表裏する概念ではなく、関係性の中に並行して存在しうる概念であるというのが、筆者の主張するところである。当事者の自律を尊重した「かかわり」の中で、professionとしての責務を担い、サポートする「機能」を担保したPSWが寄り添い続ける。その並行した関係性こそが、ソーシャルワーク固有の「パターナリズム」を含んだ「パートナーシップ」の理想形なのではないだろうか。

まとめ

本論では、ここまで、「パートナーシップ」について、エンパワメント理論、地域生活支援モデルを概観しながら、その「理想的な関係性」の成立要件に着目して整理した。そして、「パートナーシップ」を「当事者とPSWが互いの人としての日々の変化に寄り添い、共に課題に向き合う『場』と『プロセス』において各々のもつ力を尊重し共有しながら創り上げる関係性」と説明した上で、「パターナリズム」との対比を通して「理想的な関係性」の内実について考察した。

本論の結論として、ソーシャルワークにおける「パートナーシップ」には、PSWが「良いときも悪いときも」寄り添い続ける関係性の基盤があり、特に緊急性の高い場面、あるいは、日常的であってもサポートを要する場面における介入は「パターナリズム」として出現する可能性あるが、その基盤を失わせるものではない。当事者の所属する「集団」と「仲間」としての立場を守るPSWの意識的なかかわりがベースとなるからこそ、「理想的な関係性」も保持できることになる。PSWとして、そこに自信と責任を担う覚悟を持っていたい。

最後に、本論における以下のような限界を述べて おきたい。

考察にあたり、ソーシャルワークの先行研究の中から重要な示唆を得ることができる文献を選出したが、その作業は必ずしも十分でなかった。特に「パ

ターナリズム」については、文献研究の質を深め、「パートナーシップ」との対比において精査する必要がある。また、「パートナーシップ」の実践モデルとして「ピアカウンセリング」「クラブハウス」を提示したが、これらの実践に携わっているPSWは多くない。あくまでも優れた実践例とする域を超えるものでないことを踏まえ、実践現場での現状認識について調査研究を通じた検証の必要を自覚している。

〈注〉

- 1) 精神科ソーシャルワーカー (Psychiatric Social Worker:以下、PSW) について、昨今はMental Health Social Worker (MHSW) との呼称が使用されるようになってきているが、本論では、日本における実践についての先行研究を概観していく目的を鑑み、現状において実践者に広く浸透しているPSWの呼称を使用することとした。
- 2) ブリタニカ百科事典 (英: Encyclopædia Britannica) (2012) による。
- 3) 例えば、「パートナーシップ」「社会福祉」の用語をキーワードに検索エンジンCiNiiで国内の論文を検索すると63 件がヒットする。うち、21件が地域福祉に関連する論文で一番多く、ついで、保育・児童養護、障害者、高齢者、などが続く(2020.3.27現在)。
- 4) 「JHC板橋会」は「やどかりの里」「帯広ケアセンター」 他2つの団体とともに、1999年世界心理社会リハビリテー ション学会(WAPR)において、「ベストプラクティス賞」 を受賞している。
- 5) 「精神障害」「クラブハウス」を冠した国内の著書をCiNii で検索すると、ヒットするのは平澤 (2019) のこの文献のみである。日本の5つのクラブハウス (2019年当時) の実践についてまとめた内容も含まれており、寺谷の著書からの引用も多い。
- 6) クラブハウス国際基準 (2016 年改訂版) International Standards for Clubhouse ProgramsTMによる。
- 7) 石川のいう「自律原理」と「与益原理」はビーチャム (Tom L,Beauchamp) とチルドレス (James F,Childress) の 『生命倫理学』 (Principles of Biomedical Ethics,1979) においては「四つの基本原理」 (自律尊重原理、無危害原理、仁恵原理、正義原理) として示される「自律尊重原

理respect for autonomy」、「仁恵原理beneficence」を示している。

〈対献〉

- 石川時子 (2007)「パターナリズムの概念とその正当化基準 ―『自律を尊重するパターナリズム』に着目して―」『社 会福祉学』第48号, 第1号, 日本社会福祉学会, pp5-12.
- 岩崎晋也(2008)「社会福祉の理念」稲沢公一・岩崎晋也『社 会福祉をつかむ』有斐閣.
- 江畑敬介監修 伊勢田堯・百渓陽三他編集 (2002)『みんな で進める精神障害リハビリテーション―日本の5つのベ スト・プラクティス』星和書店.
- 大谷京子 (2004) 「精神障害者福祉実践におけるエンパワメント」『関西学院大学社会学部紀要』 第96号, pp.245-256.
- 大谷京子(2012)『ソーシャルワーク関係―ソーシャルワーカーと精神障害当事者―』相川書房.
- Gutierrez, L., M., Parsons, R., J.& Cox, E.O (1998) *Empowerment in Social Work Practice: A Sourcebook.*, Cole Publishing Company. (=2000. 小松源助監訳『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント―その理論と実際の論考集―』相川書房).
- 久保美紀 (1995)「ソーシャルワークにおけるEmpowerment 概念の検討─Powerとの関連を中心に─」『ソーシャルワーク研究』 Vol.21, No.2, 相川書房, pp.93-99.
- 久保紘章(2004)『ソーシャルワーク―利用者へのまなざし―』 相川書房.
- Kleining, J. (1983) *Peternalism*. Manchester University Press.
- 栄セツコ (2004)「精神科ソーシャルワーカーのエンパワーメントアプローチに基づく精神保健福祉実践活動―アドボカシーの視点から―」『桃山学院大学社会学論集』桃山学院大学総合研究所, 38(1), pp.85-100.
- 寺谷隆子 (1995)「クラブハウス方式の地域活動」『精神医学』 37(1), 医学書院, pp.33-36.
- 寺谷隆子 (2005)「世界標準と普遍化の参加・協働型地域生活支援モデル―ケアマネジメントサービスのクラブハウスを中心に―」『精神保健福祉』36(3), 日本精神保健福祉士協会, pp.280-284.
- Hartman, Ann. (1993) The professional is political, Social

精神保健福祉領域のソーシャルワークにおける「パートナーシップ」に関する考察

Work, 38(4), pp.365-366.

平澤恵美 (2019) 『精神障害のある人への地域を基盤とした 支援―クラブハウスモデルとグループホーム―』 ミネル ヴァ書房.

Maxwell Jones, M.D. 著(鈴木純一訳)(1976)『治療共同体を越えて一社会精神医学の臨床―』岩崎学術出版社.

Mary E. Richmond, What is Social Casework?, Russell Sage

Foundation, 1922, p.258. (=1991. 小松源助訳『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』中央法規出版).

横山登志子(2004)「精神保健福祉領域の『現場』で生成するソーシャルワーカーの援助観―ソーシャルワーカーの自己規定に着目して―」『社会福祉学』45(2), 日本社会福祉学会, pp.24-34.

横山登志子(2008)『ソーシャルワーク感覚』弘文堂.